

要件事項	【海上/航空】 通関・収納 7N 改変 26-45_特例申告期限内訂正の機能再開
機能概要	<変更前> 特例申告期限内訂正事項登録（IDA01）業務にて、特例申告の情報（輸入申告 DB 及び資金 DB）を無効（調定取消）としている。また、特例申告期限内訂正（IDE）業務にて、算出された納税額全額を調定している。
	<変更後> 特例申告期限内訂正事項登録（IDA01）業務にて、特例申告の情報（輸入申告 DB 及び資金 DB）を無効（調定取消）としない。また、特例申告期限内訂正（IDE）業務にて、算出された納税額と特例申告時の納税額の差額を調定または減額調定する。 ※本資料では、「特例申告期限内訂正事項登録」は IDA01 業務、「特例申告期限内訂正」は IDE 業務を指す。

1. 変更内容

(1) オンライン業務の新規追加/変更

特例申告期限内訂正がされた場合に、国資金収納整理資金取扱規則に定める法定帳簿において正しく調定計上を行うため、以下の変更を行う。

(A) 期限内訂正機能の再開

第 7 次 NACCS で機能追加した特例申告期限内訂正機能については、2025/11/19 に実施不可とするチェックを追加している。機能再開にあたり、当該チェックを無効化する。当該チェック無効化について政令変更日付管理 DB にて反映時期を管理する。

無効とするチェック内容：特例申告受理日が登録されていないこと。

①「輸入申告変更事項呼出し（IDD）」業務

②「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務

(B) 期限内訂正後（IDE 業務済み）でないことのチェックの追加

期限内訂正は 1 回のみ実施可能とする。そのため、期限内訂正後（IDE 業務済み）の場合は、期限内訂正業務（呼出し・事項登録）をエラーとするようチェックを追加する。

項目	エラーコード	エラー内容	処置
申告等番号	【IDD】 E0221 【IDA01】 E0201	既に特例申告期限内訂正されている。	申告等番号を確認して再入力する。

①「輸入申告変更事項呼出し（IDD）」業務

②「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務

(C) 特定項目の変更を不可とするチェックの追加

期限内訂正事項登録において、以下の項目は変更を不可とするようチェックを追加する。

- ・納期限延長コード
- ・納付方法識別
- ・口座番号

項目	エラーコード	エラー内容	処置
納期限延長コード	E0202	納期限延長コードが変更された。	納期限延長コードを確認して再入力する。
納付方法識別	E0203	納付方法識別が変更された。	納付方法識別を確認して再入力する。
口座番号	E0204	口座番号が変更された。	口座番号を確認して再入力する。

① 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務

なお、納付方法については納付方法変更（RNF/MPR/KZH）業務により変更可能である（各業務の入力条件を満たすこと）。

(D) 口座振替における減額の期限内訂正を不可とするチェックの追加

納付方法が口座振替（特例申告口座一括引落とし対象を除く）、かつ期限内訂正にて減額となる受入科目が1つでもある場合（受理時に課税され、訂正時に課税されない受入科目も含む）は、エラーとするチェックを追加する。

項目	エラーコード	エラー内容	処置
なし	【共通】 E5521	入力された申告等番号は、特例申告即納（一括納付対象）以外で納付方法識別が口座振替にかかるコードの特例申告にもかかわらず、減額となる受入科目が登録されている。	申告等番号を確認して再入力する。

当該申告が即納の場合は納付方法変更（RNF/MPR）業務にて納付方法を直納またはM P Nに変更したうえで、期限内訂正（減額）が可能となる。納期限延長の場合は、納付方法変更（MPR）業務にて納付方法をM P Nに変更したうえで、期限内訂正（減額）が可能となる。

① 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務

(E) 特例申告受理による調定計上を無効としない変更

特例申告期限内訂正事項登録において、輸入申告番号の枝番を1つ繰り上げている。

このとき、輸入申告 DB は特例申告受理時の申告情報（旧枝番）を無効とし、期限内訂正の事項登録情報（新枝番）を有効としている。あわせて資金 DB も旧枝番を無効としている。

これについて、資金 DB は旧枝番を無効とせず、調定情報をそのまま保持するよう変更する。

① 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務

(F) 特例申告受理となった輸入申告情報を IDA01 業務で無効としない変更

上記（E）において、輸入申告 DB も特例申告受理時の申告情報（旧枝番）を無効としないように変更する。

輸入申告 DB の特例申告受理となった輸入申告情報（旧枝番）について、IDE 業務で無効としない。

① 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務

② 「輸入申告変更（IDE）」業務

(G) 最新枝番であることのチェックの追加

期限内訂正事項登録において申告等番号の枝番が上がった後、期限内訂正業務（呼出し・事項登録）において、旧枝番の申告等番号の入力をエラーとするようにチェックを追加する。

項目	エラーコード	エラー内容	処置
申告等番号	【IDD】E0222 【IDA01】E0206	特例申告期限内訂正事項登録（IDA01業務）において新規の枝番が払い出されているため変更はできない。	申告等番号の枝番が最新の申告等番号を入力する。

①「輸入申告変更事項呼出し（IDD）」業務

②「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務

(H) 旧枝番の輸入申告等照会について

特例申告期限日まで輸入申告 DB に旧枝番のレコードが保持するように IDA01 業務を変更する。そのため、特例申告期限日まで IID 業務で旧枝番の情報を照会することが可能となる。（データ保存起算日を特例申告期限日とし、保存期間は日祝除く 6 日間）

①「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務

(I) 申告添付機能の変更

「申告添付登録（MSX）」業務、「申告添付訂正呼出し（MSY）」業務、「申告添付訂正（MSY01）」業務において、期限内訂正にかかる事項登録状態（IDA01 業務済 IDE 業務未済）の場合は、旧枝番で実施可能/新枝番はエラーとし、期限内訂正後（IDE 業務済）の場合は、旧枝番をエラー/新枝番で実施可能とする。

項目	エラーコード	エラー内容	処置
申告等番号	【MSX】E0013 【MSY】E0009 【MSY01】E0046	入力された申告等番号は、特例申告期限内訂正事項登録（IDA01業務）後に、特例申告期限内訂正（IDE業務）されていない。	特例申告期限内訂正事項登録中は、特例申告受理時の申告等番号で実施する。
申告等番号	【MSX】E0014 【MSY】E0010 【MSY01】E0047	入力された特例申告受理時の申告等番号は、既に特例申告期限内訂正（IDE業務）されている。	特例申告期限内訂正時の申告等番号で実施する。

①「申告添付登録（MSX）」業務

②「申告添付訂正呼出し（MSY）」業務

③「申告添付訂正（MSY01）」業務

(J) 期限内訂正事項登録後、期限内訂正前の納付方法変更を不可とするチェックの追加

期限内訂正事項登録で新枝番を払い出した後、旧枝番について納付方法変更業務を行うと、期限内訂正業務で納付方法が変更された旨のエラーとなる。当該エラーを防ぐため、納付方法変更業務に「事項登録後訂正前はエラーとする」旨のチェックを追加する。

項目	エラーコード	エラー内容	処置
なし	【共通】E5511	特例申告受理時の申告番号に対して特例申告期限内訂正の事項登録中である。	特例申告期限内訂正受理後に再入力する。

①「納付書再出力（RNF）」業務

②「MPN 納付方法変更（MPR）」業務

(K) 収納業務が実施された後の期限内訂正を不可とするチェックの追加

期限内訂正事項登録で新枝番を払い出した後、旧枝番について税関が収納関係業務を行った場合に、新枝番での期限内訂正をエラーとするようチェックを追加する。

項目	エラーコード	エラー内容	処置
なし	【共通】E5502	特例申告受理時の申告番号は領収、収納または減額がされている。	申告の内容を確認する。

<訂正不可の場合、エラーとする業務>

①「輸入申告変更呼出し（IDD）」業務

②「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務

③「輸入申告変更（IDE）」業務

※「輸入申告変更呼出し（IDD）」業務及び「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務は、期限内訂正の事項登録の場合は旧枝番が処理対象となる（新枝番払出前）ため、収納関係業務実施済みの場合は既存のチェックでエラーとなる。期限内訂正事項登録の訂正の場合は新枝番が処理対象となるため、チェックを追加する。

(L) MPN 関連業務が実施された後の期限内訂正を不可とするチェックの追加

特例申告について MPN 関連業務が行われている場合に、一定時間を経過するまでは減額にかかる期限内訂正事項登録及び期限内訂正をエラーとするようチェックを追加する。増額及び同額の期限内訂正は旧枝番（特例申告）を更新しないため、本チェックの対象外とする。

項目	エラーコード	エラー内容	処置
なし	【共通】E5503	特例申告受理時の申告番号について金融機関よりMPN照会中のため、特例申告期限内訂正不可である。	申告の内容を確認し、特例申告期限内訂正する場合は一定時間経過後に再入力する。

<一定時間を経過するまではエラーとする業務>

①「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務

②「輸入申告変更（IDE）」業務

※「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務は、期限内訂正の事項登録の場合は既存処理にてチェックを実施しているため、変更対象外。期限内訂正事項登録の訂正の場合は、新枝番が処理対象となるため、チェックを追加する。

(M) 期限内訂正受理時の調定計上内容の変更

期限内訂正受理において、新枝番の税額全額を徴収決定済額として資金 DB に登録していたが、旧枝番との差額を徴収決定済額とするよう変更する。

差額の内容によって、資金 DB に下表 1 の通り登録する。1 申告に増額の受入科目と減額の受入科目が混在する場合は、科目ごとに下表 1 の通り登録する。

(例) 消費・地方消費税が増額、酒税が減額の場合、消費・地方消費税は新枝番に登録、酒税は旧枝番に減額調定登録する。

表 1. 期限内訂正時の資金 DB 登録内容

差額内容	枝番	特例申告受理時点	期限内訂正受理業務での更新等	備考
増額	旧枝番	特例申告受理情報	更新しない	
	新枝番	-	新規作成する。 訂正時の税額から受理時の税額を引いた額を徴収決定済額とする。 調定日は期限内訂正受理日、調定件数は 1 とする。	(M)IDE 業務にて作成する。
減額	旧枝番	特例申告受理情報	更新する。 受理時の税額から訂正時の税額を引いた額を減額調定額とする。 減額調定日は期限内訂正受理日、調定件数は 0 とする（全額減額の場合は-1 とする）。	(N)多数件業務にて更新する。
	新枝番	-	作成しない	
同額	旧枝番	特例申告受理情報	更新しない	
	新枝番	-	作成しない	

①「輸入申告変更 (IDE)」業務

(N) 期限内訂正 (減額) を登録する新規多数件業務の追加

減額の場合、資金 DB に新枝番は作成せず、旧枝番に対して減額調定された旨を登録する。旧枝番の更新は上記 (M) の業務では行わず、多数件業務「期限内訂正減額調定登録 (自動起動) (1GF)」業務で行う。あわせて上記 (M) の業務において、多数件業務を起動する旨の注意喚起メッセージを出力する。更新内容は上表 1 (減額・旧枝番) のとおりとする。

項目	エラーコード	エラー内容	処置
なし	【共通】W0045	減額調定登録処理を起動した	なし

本業務は、輸入申告番号及び受入科目の単位で起動する。3 科目ある輸入申告の場合は、「1GF (1 つ目の科目)」→「1GF (2 つ目の科目)」→「1GF (3 つ目の科目)」と直列に起動する。

①「期限内訂正減額調定登録 (自動起動) (1GF)」業務 (新規)

②「輸入申告変更 (IDE)」業務 ※注意喚起メッセージ出力

(O) 多数件業務処理中の変更を不可とするチェックの追加

減額の期限内訂正がされた場合、減額の登録は上記（N）の多数件業務で行う。多数件処理中に資金 DB を更新する他の業務が行われることを防ぐため、以下の対応を追加する。

- ・上記(M)の業務にて、多数件処理中の旨を新規 DB（後述）に登録する。
- ・全科目の減額登録が完了する 1GF 業務にて、多数件処理中の旨を解除する。
- ・下記③以降の業務にて、多数件処理中かチェックを行い、処理中の場合エラーとする。

項目	エラーコード	エラー内容	処置
なし	【共通】E5510	特例申告受理時の申告番号は減額調定登録処理中である。	申告の内容を確認する。

①「輸入申告変更（IDE）」業務 ※多数件処理中の旨の登録

②「期限内訂正減額調定登録（自動起動）（1GF）」業務 ※多数件処理中の旨の解除

③「納付書再出力（RNF）」業務

④「M P N 納付方法変更（MPR）」業務

⑤「リアルタイム口座引落とし依頼（ROW）」業務

(P) 納期限延長用担保の引落とし・回復仕様の変更

納期限延長用担保は、資金 DB の調定、減額調定と同期を合わせて引落とし及び回復を行う。上記(M)のとおり期限内訂正にかかる調定及び減額調定のタイミングが変更となるため、担保の引落とし・回復も下表 2 の通り変更する（太字が変更箇所）。

表 2. 納期限延長用担保の引落とし・回復仕様

手続き状況	増減額	変更後仕様	変更前仕様
特例申告受理	-	引落とし	引落とし
期限内訂正事項登録	-	何もしない	全額回復
期限内訂正	増額	差額引落とし	全額引落とし
	減額	差額回復	全額引落とし
	同額	何もしない	全額引落とし
領収・収納・減額調定等	-	回復または一部回復	回復または一部回復

特例申告受理、期限内訂正にて残高不足等により引落としが行えない場合は、業務は従来通りエラー終了する。

また、納期限延長用担保を引落とすのは 輸入者が特例申告・特例延納用担保が必要な者の場合となる。特例申告受理と期限内訂正の間に当該担保の要、不要が変わった場合は、下表 3 の通りとなる（太字が変更箇所）。

表 3. 特例申告・特例延納用担保の要、不要が変わった場合の納期限延長用担保の引落とし・回復仕様

特例申告 受理時	期限内 訂正時	増減額	期限内訂正での担保 引落とし・回復	引落額 ()内は変更前	回復タイミング
担保要	担保不要	増額	何もしない	受理の徴収決定済額 (なし)	受理分の領収・ 収納・減額
		減額	<u>減額分(差額)を回復</u>	受理の徴収決定済額－減 額金額 (なし)	
		同額	何もしない	受理の徴収決定済額 (なし)	
担保不要	担保要	増額	<u>増額分(差額)を引 落とし</u>	<u>訂正での増額(差額)金額</u> (訂正の徴収決定済額(全 額))	訂正分の領収・ 収納・減額
		減額	なし	なし (訂正の徴収決定済額(全 額))	不要
		同額	なし	なし (訂正の徴収決定済額(全 額))	不要

①「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務

②「輸入申告変更（IDE）」業務

③「期限内訂正減額調定登録（自動起動）（1GF）」業務

(Q) 減免税用担保の回復タイミングの変更

特例申告受理時に引落とされた減免税用担保について、回復のタイミングを期限内訂正事項登録から期限内訂正受理に変更する。

なお、期限内訂正において減免税用担保を必要とする場合は、期限内訂正受理時に全額を引落とす（変更なし）。

①「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務

②「輸入申告変更（IDE）」業務

(R) 納付用の帳票出力仕様の変更

一括納付対象外の場合、特例申告受理及び期限内訂正受理にて納付用の帳票を出力する。

期限内訂正業務では、差額の内容によって以下の通り帳票出力の条件を変更する（太字が変更箇所）。

表 4. 一括納付対象外の場合に納付に使用する帳票

手続き状況	増減額	枝番	直納	MPN	口座振替	納付に使用する帳票
			納付書情報	納付番号通知情報	口座引落予定額等通知情報（＊２）	
特例申告受理	-	旧枝番	出力	出力	出力	旧枝番
期限内訂正	増額	新枝番	差額出力	差額出力	差額出力	旧枝番・新枝番
	減額	旧枝番	出力しない （＊１）	減額して出力	- 減額訂正不可	旧枝番 直納の場合、手書き納付書 MPN の場合、減額後の納付番号通知情報
	同額	旧枝番	出力しない	出力しない	出力しない	旧枝番

（＊１）IDE 業務において、注意喚起メッセージを出力する。

項目	エラーコード	エラー内容	処置
なし	【共通】W0043	減額を反映した納付書情報（直納）はシステムで出力されない。	減額を反映した手書きの納付書を作成する。

本メッセージは、上記（N）の「多数件業務を起動する旨の注意喚起メッセージ」と同時に出力される。メッセージ出力順は「手書きの納付書で納付が必要な旨」、「多数件業務を起動する旨」の順とする。

（＊２）納付方法識別に口座引落とし指示待ちとする旨のコードを入力した場合のみ、本帳票を出力する。

また、1 申告に増額・減額・同額の受入科目が混在する場合は、科目ごとに上表 4 の通り出力する。

（例 1）直納で、消費・地方消費税が増額、酒税が減額の場合

IDE 業務において、消費・地方消費税の納付書情報（新枝番）を出力し、酒税の納付書情報は出力せず注意喚起メッセージを出力する。消費・地方消費税の納付書情報（旧枝番と新枝番の 2 通）及び酒税の手書き納付書が有効なものとなる。

（例 2）MPN で、消費・地方消費税が増額、酒税が減額の場合

IDE 業務において、消費・地方消費税の納付番号通知情報（新枝番）を出力し、

1GF 業務において、消費・地方消費税及び酒税をまとめた納付番号通知情報（旧枝番）を出力する。

納付番号通知情報（旧枝番と新枝番の 2 通）が有効なものとなる。（例 3）MPN で、関税が増額、消費・地方消費税が同額、酒税が減額の場合

IDE 業務において、関税の納付番号通知情報（新枝番）を出力し、

1GF 業務において、関税、消費・地方消費税及び酒税をまとめた納付番号通知情報（旧枝番）を出力する。

納付番号通知情報（旧枝番と新枝番の 2 通）が有効なものとなる。※口座振替の場合は、減額の混在はない。

なお、一括納付対象の場合は、一括納付書に旧枝番（増額、減額、同額）及び新枝番（増額のみ）の徴収決定済額が含まれて一括納付書出力日に配信される。徴収決定済額については上記(M)のとおりとする。

①「輸入申告変更（IDE）」業務

②「期限内訂正減額調定登録（自動起動）（1GF）」業務

(S) 口座引落とし仕様の変更

一括納付対象外で納付方法が口座振替、かつ口座引落とし未済の特例申告（即納）について期限内訂正がされた場合、口座引落とし依頼は上記(M)の期限内訂正業務では行わず、注意喚起メッセージを出力するよう変更す

る。引落とし依頼は「リアルタイム口座引落とし依頼（ROW）」業務にて申告番号の枝番ごとに行う。増額の場合は旧枝番と新枝番、同額の場合は旧枝番の引落とし依頼が必要となる。なお口座振替（特例申告口座一括引落とし対象を除く）の場合、減額の期限内訂正はできないため、上記(D)の対応を行う。

項目	エラーコード	エラー内容	処置
なし	【共通】W0044	特例申告期限内訂正（一括納付書対象外）の場合、口座の即時引落としは行われない。	納付対象となる全ての申告番号について、リアルタイム口座引落とし依頼（ROW）業務を実施する。

①「輸入申告変更（IDE）」業務

(T) 期限内訂正前後の税額を照会する機能の追加

上記(M)において、輸入申告 DB の新枝番は、差額ではなく訂正後の全額を保持する。そのため、資金 DB とは税額の登録内容に差異が生じる。

申告者が訂正前後の税額（差額）を把握するために、IID 業務の入力項目「引取・特例識別」に新規コードを追加し、当該コードが入力された場合は期限内訂正の訂正前後情報（新規照会画面）を照会可能とする。

①「輸入申告等照会（IID）」業務

（出力情報）

特例申告・特例申告期限内訂正照会情報（S A D F D P / A A D F D P）

(U) 新規 DB の追加

期限内訂正事項登録以降は、輸入申告 DB で有効な申告番号枝番と資金 DB で有効な申告番号枝番に差異が生じる。輸入申告 DB における有効な枝番で業務が行われた場合に、資金 DB で有効な全枝番の状態をチェックするために新規 DB を作成する。

「特例申告期限内訂正資金管理 DB」

(V) 延滞税額計算について（プログラム変更なし）

延滞税額の計算は、申告番号（枝番込み 11 桁）単位で本税が完納となったときに行っている。また、延滞税額の端数処理も申告番号（枝番込み 11 桁）単位で適用される。そのため、期限内訂正されたことにより有効な枝番が複数存在する場合、枝番ごとに延滞税額が計算される。

(2) DB の新規追加

① 特例申告期限内訂正資金管理 DB

新規追加する。

2. 変更対象業務

(1) オンライン業務

- ① 「輸入申告変更事項呼出し (IDD)」業務
- ② 「輸入申告変更事項登録 (IDA01)」業務
- ③ 「輸入申告変更 (IDE)」業務
- ④ 「期限内訂正減額調定登録 (自動起動) (1GF)」業務 ※新規多数件業務
- ⑤ 「申告添付登録 (MSX)」業務
- ⑥ 「申告添付訂正呼出し (MSY)」業務
- ⑦ 「申告添付訂正 (MSY01)」業務
- ⑧ 「リアルタイム口座引落とし依頼 (ROW)」業務
- ⑨ 「輸入申告等照会 (IID/IID0W)」業務
- ⑩ 「納付書再出力 (RNF)」業務
- ⑪ 「M P N納付方法変更 (MPR)」業務

3. 利用者影響

なし

4. リリース予定日

(1) AP、端末資材

AP : 2026 年 11 月 15 日(日) 保守時間帯

端末資材 : 2026 年 11 月 15 日(日) 04:00